

## 伊奈町内循環バス広告取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、伊奈町内循環バスの車内への広告掲示及び車内放送広告(以下(広告)という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の要件)

第2条 広告の内容は、伊奈町有料広告掲載取扱要綱第3条に該当しないものとする。

(広告の位置)

第3条 広告を掲示する場合の位置は、車体の広告掲示欄部分で、その掲示順序及び場所等については、町長が定める。

2 車内放送広告については、車内放送のほか申し込みのバス停留所案内板へ広告主名を掲示するものとする。

(広告の規格及び広告料)

第4条 広告の規格及び広告料等は、次のとおりとする。

広告媒体	位置	規格	広告料(2台)
車内掲示板	車内広告掲示欄	横515mm以下×縦364mm以下	3,000円/1月
車内放送広告	バス停間の車内放送 及びバス停留所案内板	平仮名換算で30文字以内	30,000円/1年

2 広告の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の広告料は免除する。

- (1) 公共団体が主催、共催する行事、案内に関するもの
- (2) その他、町長が特に認めるもの

3 第1項の広告料については、当該バス車両を運行するバス事業者の収入とし、この収入は伊奈町内循環バス運行業務に対する費用の一部に充てるものとする。

(掲示期間の上限)

第5条 車内広告の掲示期間については、12月を上限とし、車内放送広告については、1年とする。ただし、特に必要と認められるものについては、この限りでない。

(広告の申込み)

第6条 広告の申し込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、伊奈町内循環バス広告掲示申込書(様式第1号)に掲示しようとする原稿を添えて、掲示開始希望月の4週間前までに町長に提出しなければならない。ただし、車内放送広告の申し込みについては、別に指定する期間までに伊奈町内循環バス車内放送広告申込書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込書の提出を受けたときは、掲示等の可否を決定し、伊奈町内循環バス広告掲示・車内放送広告決定通知書(様式第3号)により速やかに申込者に通知するものとする。

(広告料の納入)

第7条 前条第2項の決定通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、町長の指定する期日(以下「指定期日」という。)までに、町を經由しバス事業者に広告料を納入しなければならない。

(広告物の提出)

第8条 広告主は、広告料を納入する際、広告物を町に提出しなければならない。

(広告料の還付)

第9条 納入済みの広告料は、還付しない。

(広告の取消し)

第10条 町長は、広告主が指定期日までに広告料を納入しないとき、または広告物を提出しなかったときは、広告の決定を取り消すことができる。

(委任)

第 11 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。